

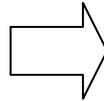
「成年後見制度」充実に向けた方向性について  
～市民後見人等育成に向けた取り組み～

松江市市民後見人育成に関わる関係団体連絡会  
平成 25 年 3 月 19 日

# I. 関係団体連絡会設置について

## 1. 国等の動向

- ①老人福祉法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）
  - ・ 第 32 条の 2（後見等に係る体制の整備等）
- ②障がい者虐待防止法の施行（H24 年 10 月）
- ③障がい者成年後見制度利用支援事業が必須化
- ④知的障がい者福祉法の改正（市民後見人活用の為の措置：H25 年 4 月）



**市町村の役割  
の明確化**

## 2. 少子高齢化の進展、認知症高齢者等の増加

■高齢化率等の推移（毎年 3 月 31 日現在） （世帯数）

年 度	高齢化率(%)	独居世帯（65 歳以上）	高齢者のみ世帯（65 歳以上）
H24 年度	24.93	10,524	8,548
H23 年度	24.57	9,640	7,799
H22 年度	24.59	9,092	7,842

■松江市における認知症の症状が見られる人

- ・平成 23 年 認知症自立度Ⅱ以上 5,035 人 要介護認定者数 8,910 人
- ・平成 24 年 認知症自立度Ⅱ以上 5,520 人 要介護認定者数 9,791 人

## 3. 「成年後見制度」の担い手不足

→ 介護サービス利用契約の支援などを中心に、専門職以外の「市民後見人」への期待の高まり

## 4. 地域福祉推進の担い手としての期待

→ 見守り活動等地域福祉推進の担い手として期待

※H23.6 月「第 3 次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定



「成年後見制度」を充実させる  
取り組みが必要

**H23 年度～ 「市民後見人等育成事業」をスタート**



**H24 年度 市民後見人育成に関する関係団体連絡会の設置**

☆「松江市社会福祉協議会」、「成年後見センター」「家庭裁判所」等の関係団体等と連携し、本市の実情にあった市民後見人等の育成、「成年後見制度」の充実を図ることを目的に設置

## II. 「権利擁護」の取り組みについて

### 1. 成年後見制度利用状況

#### (1) 受任件数

資料提供：松江家庭裁判所

	H20年	H21年	H22年	H23年
県全体	286件	266件	253件	268件
(内)本庁受付	67件	76件	78件	85件

#### (2) 市長申立て依頼件数

H25年2月末現在

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
依頼件数	6件	9件	15件	4件
(内)高齢者	4件	4件	12件	3件
(内)障がい者	2件	5件	3件	1件

○H21年度から現在までの総数 51件（高齢者35人 障がい者16人）

#### (3) 成年後見制度利用支援事業利用者数

- ・H24年度からは、対象者を拡大（市長申立てに限定しない）
- ・H21年度：3件 H22年度：2件 H23年度：3件 H24年度：3件

### 2. 市民後見人育成事業（H23年度～）

- (1) 平成23年度 基礎講座の開催（修了者32名）
- (2) 平成24年度 基礎講座及び、実務講座の開催（修了者：基礎6名 実務12名）

### 3. 支援相談業務の取り組み

- ・松江市障がい者虐待防止センター（H24.10月開設）による相談支援件数：32件（H24.10月～H25年2月末現在）

### 4. 松江市社会福祉協議会の取り組み

#### (1) 支援相談業務の取り組み

- ・地域包括支援センターによる相談支援

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	5,799件	7,110件	7,396件
(内)権利擁護関係	83件	116件	161件

- ・まつえ障がい者サポートステーション絆による相談支援件数：6,238人（H23年7月～H24年3月）  
6,854人（H24年4月～H25年2月末現在）

## (2) 日常生活自立支援事業

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利 用 件 数	126 件	123 件	126 件
内：生活保護世帯	36 件	35 件	36 件

・体制：専門員（専従 3 名 社協職員 1 名）生活支援員（42 名 稼働員 33 名）

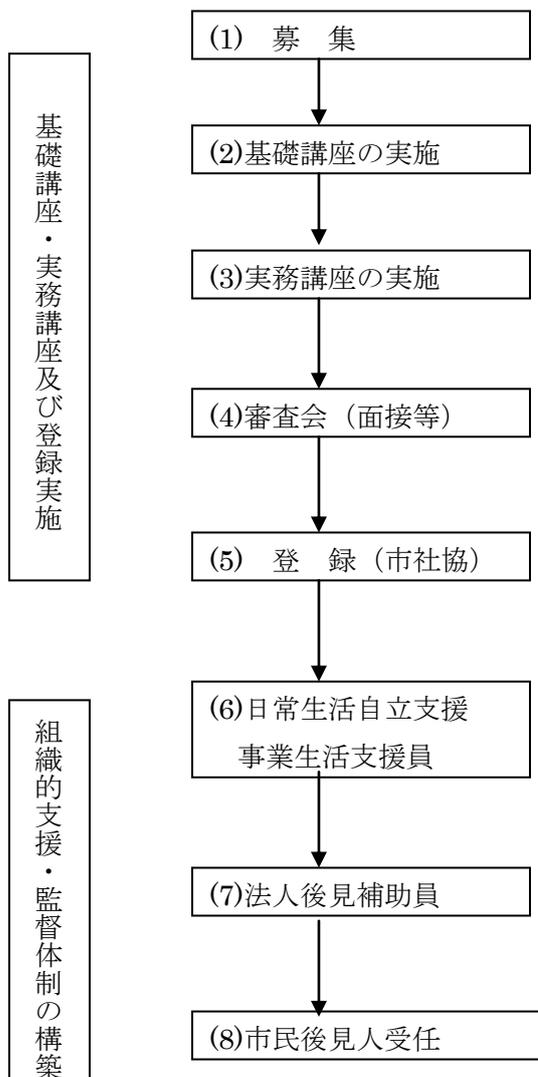
## (3) 法人後見

- ・受任状況： 5 件 （内：後見 4 件 保佐 1 件）
- ・体 制： 社協職員 1 名

## Ⅲ. 市民後見人等育成の方向性について

### 1. 市民後見人等育成の流れ

◇市民後見人等育成に向けた流れは、以下の通りとする。



## 2. 各段階での取組みの方針

### (1) 募 集

- ・「成年後見制度」について、市民に周知、啓発をしていくという観点から、市民後見人等をめざす方だけでなく、親族後見を行おうとする方及び行っている方、後見制度について深く知りたい方などを対象として実施する。

ただし、面接等によりその違いを把握しておく。

### (2) 基礎講座

(Ⅶ資料1 P9 参照)

- ・内容は、成年後見制度の概要や関連する福祉制度（介護保険・障がい者福祉）等を中心に実施し、必要に応じて随時見直しを行う。
- ・基礎講座を修了された方については、次の実務講座を受講していただくとともに、講習等で学んだ知識を生かし、各地域において、高齢者、障がい者、児童の見守り活動等地域福祉推進の担い手として、活動していただく。

### (3) 実務講座

(Ⅶ資料1 P10 参照)

- ・基礎編をすべて修了した方を対象とし、後見制度の実務及び、施設等での体験実習を実施し、必要に応じて随時見直しを行う。

### (4) 審査・(5) 登録

(Ⅶ資料2 P11 参照)

- ・実務編を修了された方については、市、社協・専門職等で構成される審査会においてその適正や後見人として活動する意思等を確認し、市民後見人等の候補者として市社会福祉協議会に登録するものとする。
- ・審査にあたっては、面接、レポート等の提出、「市民後見人等の諸要件」に基づき審査を行うものとする。）
- ・登録後において「市民後見人等の諸要件」の登録基準の要件を満たさなくなった場合は登録を取り消すことができることとする。

### (6) 日常生活自立支援事業生活支援員

- ・登録後については、社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の生活支援員として活動を行う。
- ・「日常生活自立支援事業」の生活支援員として活動する場合には、通常の活動と同等の報酬とする。（時間当たり 700 円）
- ・生活支援員として活動するとともに、定期的な研修を行っていく。

### (7) 法人後見補助員

- ・「日常生活自立支援事業」の生活支援員として、最低1年以上経験をつんだ方は、状況に応じて市社会福祉協議会が行う法人後見の補助員として活動していく。

- ・法人後見の補助員として活動する場合の報酬は、日常生活自立支援事業の生活支援員と同等の対価（時間当たり 700 円）で活動を行うものとする。
- ・法人後見の補助員の活動対価については、法人から報酬付与の申し立てを行い、その後見報酬を充てることとする。生活保護及び、これに準じる方などについては、成年後見制度利用支援事業を活用するものとする。

### 3. 市民後見人等へのサポート体制

#### (1) 事故等に対する保険について

- ①事故等があった場合に対応する保険については、社会福祉協議会の加入する保険で対応することとする。
- ②保険料の負担については社協の負担とする。

#### (2) 組織的支援体制、監督体制

- ①市民後見人等をめざす方の活動の拠点組織は、社会福祉協議会が運営する、権利擁護・相談室とする。
- ②権利擁護・相談室は、「日常生活自立支援事業」、「法人後見」、「市民後見人養成事業」の 3 つの事業を実施する。体制については、包括支援センター、障がい者サポートステーション「絆」などの部署と連携するとともに、弁護士等専門職の方からの助言、指導が受けられる体制を構築していく。
- ③権利擁護・相談室に専門相談員を配置することとし、相談体制の強化を図っていく。
- ④後見人としてスキルアップが図れるよう定期的な研修の実施、行政、他団体が開催する成年後見の講演会等の情報提供を行う。
- ⑤行政、社協、専門職等で構成される支援組織を設置し、情報の共有化を図り、指導・助言等が受けられる体制を構築していく。
- ⑥市民後見人の後見監督人としての機能を社協で行い、裁判所からの指導内容等について市民後見人に指導して行く体制を整えていく。

## IV. 今後の課題について

### 1. 受任に向けての方向性

- (1) 法人後見補助員後に、市民後見人として受任できるよう、行政、市社会福祉協議会、成年後見センター等が連携した支援組織を立ち上げ、家庭裁判所が示す条件を（所属、保険、サポート体制）満たす体制作りを行っていく必要がある。合わせて家庭裁判所との連携を継続して図っていく。
- (2) 受任する事案について、資産の額、紛争性など、ある程度のガイドラインなどを設けていく必要がある。

## 2. 受任後の方向性について

### (1) 複数後見について

- ・専門職の方との複数後見を行なった場合に、それぞれの業務分担及び、後見報酬などについて検討していく必要がある。

### (2) 保険について

- ・補償が不十分な部分については、民間の保険等の利用を行っていく。

## 3. 権利擁護推進に向けての取り組みについて

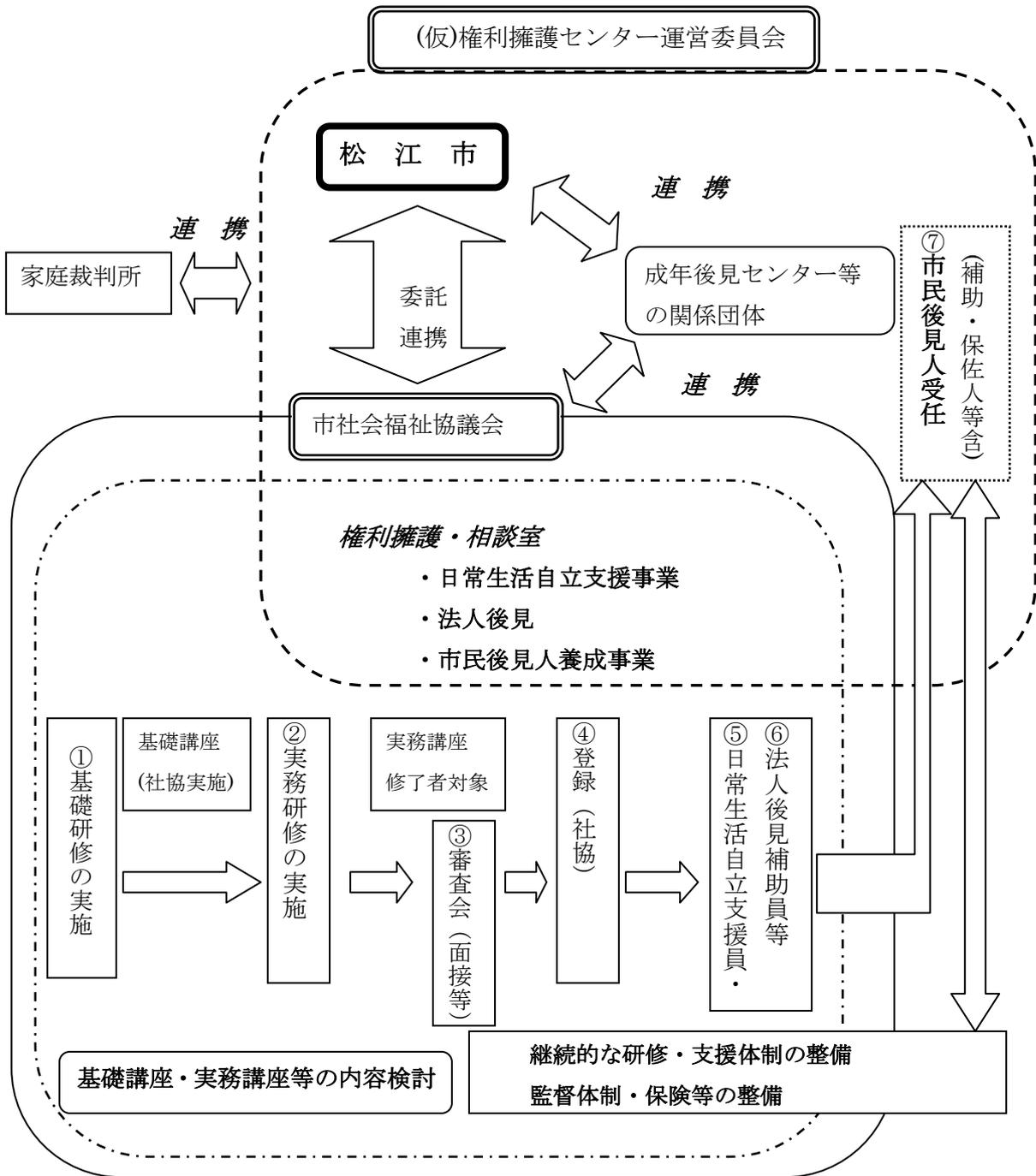
### (1) 「第3次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づく取り組みの推進

- ・判断能力が低下している高齢者や障がい者などの権利を守り、市民一人ひとりの人権と尊厳が大切にされ、誰もが安全に安心して快適に暮らしていける社会を実現していくため、「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、「相談体制や成年後見制度の充実」、「虐待防止」等権利擁護の取り組みの充実を図っていく。

### (2) 権利擁護・相談室の充実（機能、体制等）

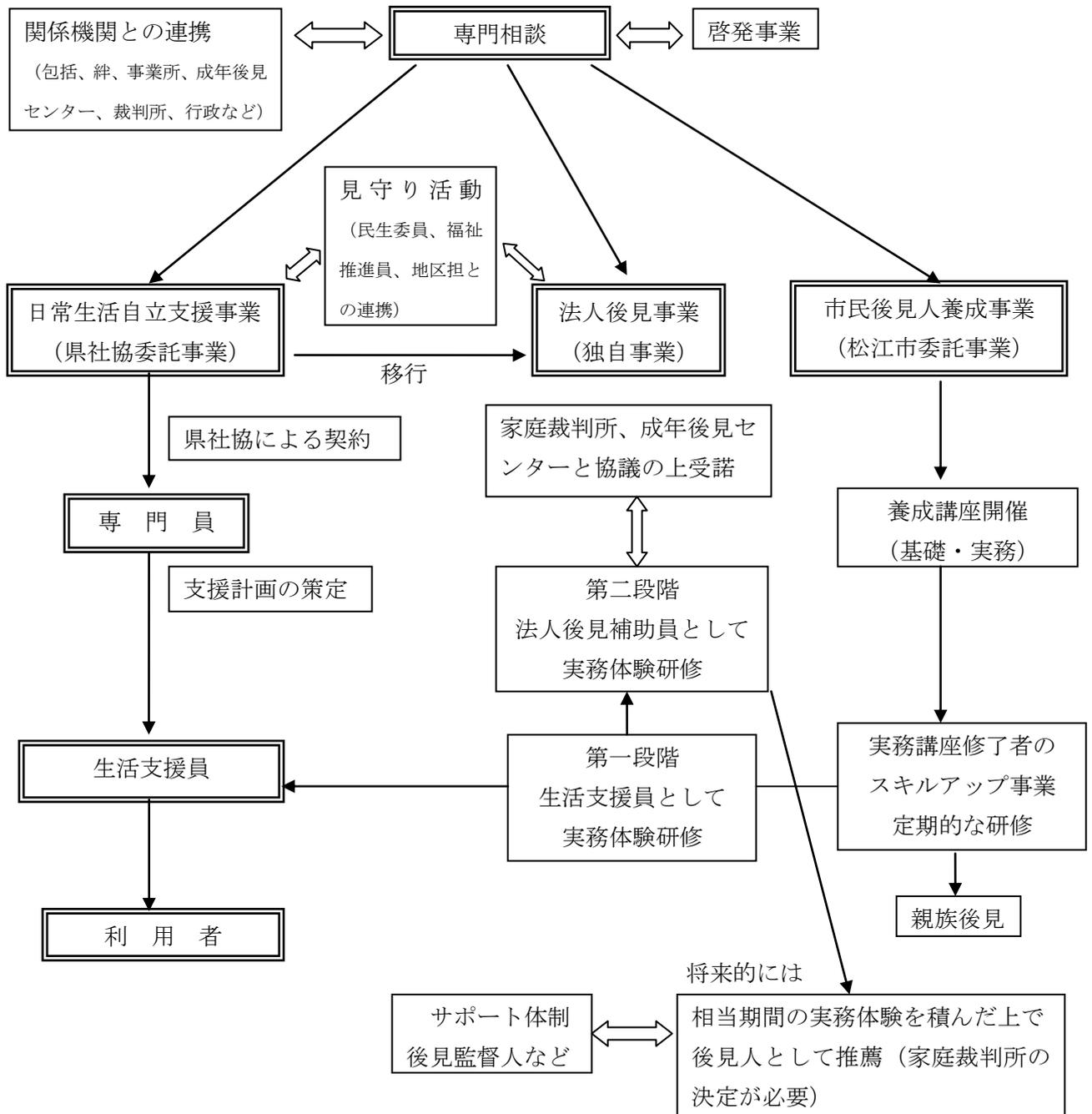
- ・権利擁護の推進に向けた課題について、権利擁護・相談室内に運営員会等を設け論議していく。
- ・社会福祉協議会内にある各組織の連携を図れ、各事案について早期につなげていくシステムを検討していく。

## V. 全体イメージ図



1. 第一段階として、市民後見人養成講座を実施し、審査を行い後見人として活動する意思を確認する。(①、②、③)
2. 第二段階として、社会福祉協議会に登録をし、日常生活自立支援事業の支援員及び法人後見の補助員として活動し、合わせ研修等を行う。(④、⑤、⑥)
3. 第三段階として、個人として実際に受任を行う。(⑦)

## VI. 権利擁護・相談室イメージ図



## Ⅶ. 参考資料

### 1. 「松江市市民後見人等養成講座日程」(基礎編)

講座	項目	時間	所要時間	担当
講座 1	開講式	10:00～10:15	15	松江市社協
	事務局説明	10:15～11:15	30	松江市社協
	DVD研修	11:15～11:50	35	松江市社協
	昼休憩			
	精神障がい者の特性と理解	13:00～13:40	40	相談支援事業所
	成年後見制度概論 (心構え)	13:45～16:35	170	弁護士
	成年後見人の業務			
日常生活自立支援事業の 実際	16:35～17:00	25	松江市社協	
講座 2	消費者被害への対応	13:00～13:40	40	島根県消費者センター
	知的障がい者の特性と理解	13:45～14:25	40	相談支援事業所
	障害者制度と福祉サービス	14:25～15:05	40	松江市障がい者福祉課
	高齢者・障害者の権利擁護	15:10～15:45	40	地域包括支援センター
	介護保険制度のしくみと内容	15:45～16:25	40	地域包括支援センター
	認知高齢者の特性と理解	16:25～17:05	40	地域包括支援センター
講座 3	申立支援	13:00～16:30	210	司法書士
	任意後見人の業務	13:00～16:30	210	司法書士
	就任直後の職務			
	就任中の職務			
	任務終了に関する事務			
	市民後見人等の役割と連携	16:30～17:00	30	松江市社協
	閉講式	17:00～17:15	15	松江市社協

## 「市民後見実務講座カリキュラム」

(28.5 単位+レポート作成 2)

講座	時 間	科 目	単位	学習ポイント	担当
講座 ①	10：00～10：30	開講式	0.5	・挨拶 ・事務局説明	市、社協
	10：30～12：30	対人援助の基礎	2.0	・対人援助技術 ・自己覚知 ・傾聴と共感	地域福祉課
	13：30～15：30	成年後見の実務 ①申立手続き書類作成	2.0	・申立書の作成 ・補助・保佐の場合（代理権） ・補助の場合（同意権）	保健福祉課
講座 ②	9：00～10：30	成年後見の実務 ②財産目録作成	1.5	・財産目録作成理解 ・財産目録の作成 ・財産管理の実務・知識	生活支援課
	10：40～12：10	成年後見の実務 ③後見計画・収支予定表作成	1.5	・後見計画・収支予定表作成 ・身上監護の実務・知識	生活支援課
	13：00～14：30	成年後見の実務 ④報告書作成	1.5	・報告書作成 ・報告書作成までの記録のありかた	生活支援課
	14：35～16：05	成年後見の実務 ⑤後見付与申立の実務	1.5	・後見報酬付与の申立て作成	生活支援課
	15：15～17：45	成年後見の実務 ⑥後見事務終了時の手続き	1.5	・終了時報告書作成 ・財産目録作成 ・後見終了の登記申請 ・報酬付与審判申し立て ・財産引継 ・死後事務課題	生活支援課
講座 ③	8：30～9：00	体験実習①	0.5	・体験実習留意点	生活支援課
	9：00～12：00	体験実習②	3.0	・日常生活自立支援事業同行訪問	生活支援課
	13：30～15：30	家庭裁判所の役割・見学	2.0	・後見担当部局概要 ・裁判所手続理解	家庭裁判所
講座 ④	9：00～13：00	体験実習③	4.0	・施設実習 ・対象者接し方理解	障がい者施設 グループホーム
講座 ⑤	9：00～15：00	課題演習	5.0	・事例報告と検討	生活支援課
	15：10～16：40	地域の現状	1.5	・各種施策の状況 ・社会資源	保健福祉課
	16：40～17：10	閉講式	0.5	・挨拶・修了書	市、社協

## 2. 市民後見人等の諸要件

### 1. 市民後見人の基礎要件

- ①市民として、市町村における後見等の業務を適正に担う人材であること。
- ②後見人等として必要な知識・技術・社会規範・倫理性を備えていること。
- ③市町村等が開催する研修を修了し、所定の登録をしていること。
- ④市町村等の推薦により、家庭裁判所から後見人等の専任を受けることができること。
- ⑤市町村等による支援のもと、後見等の業務を行う人であること。

### 2. 市民後見人像の要件

- ①利用者の近くに住んでいる。
- ②必要なときにはいち早く訪問が可能なこと。
- ③地域で生活する定年対象者世代。
- ④自分のスキルなどを使って社会貢献する意欲がある。
- ⑤比較的時間的余裕がある。

### 3. 市民後見人登録基準

- ①松江市在住
- ②養成講座修了者（基礎・実務）
- ③生活支援員、後見補助員活動を一定期間実施することができること。
- ④熱意・基礎的知識を有し、成年後見人等としての活動を安定的・継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること。
- ⑤登録者に対する研修に参加できること。
- ⑥親以外の成年後見人等（任意後見含む）になっていないこと。
- ⑦成年後見人等の欠格事由に該当しないこと（民法847条）
  - ア) 未成年者
  - イ) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
  - ウ) 破産者
  - エ) 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
  - オ) 行方の知れない者
- ⑧禁治産者・準禁治産宣告を受けた者並びに後見・保佐・補助審判を受けた者に該当しないこと。
- ⑨専門職団体に加入し、その団体での後見活動が可能な者を除く。

### 4. 登録の取り消し基準

上記の市民後見人登録基準①～⑨を満たさない場合は登録を取り消しすることができる。

### 5. 受任する事案

- ①親族後見が困難で、且つ紛争性がないこと。
- ②類型や在宅・施設の別は問わず、申立人も首長に限らないこと。
- ③多額な資産がある場合は対象外とする。

### 3. 「市民後見人育成に関する関係団体連絡会設置要綱」

(目的)

第1条 認知症高齢者等の増加により、その役割が高まっている「成年後見制度」の充実を図るため、新たな成年後見の担い手として市民後見人の育成に取り組む必要がある。

この市民後見人を育成するにあたっての課題整理や必要な支援策等について検討し、松江市の実情に応じた市民後見人を育成することにより、権利擁護の充実、さらなる地域福祉の推進を図ることを目的として、市民後見人育成に関する関係団体連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 連絡会は次の事項を検討する。

- (1) 市民後見人の育成について
- (2) 市民後見人の組織的支援体制{(仮)権利擁護センター等}の構築について
- (3) 家庭裁判所等専門機関との連携のあり方について
- (4) その他、市民後見人及び権利擁護に関する必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は次に掲げる者のうちから委員10名以内をもって構成する。

- (1) 弁護士・司法書士等の専門職
- (2) 市民団体・任意団体等
- (3) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は平成25年3月31日までとし、再任は妨げない。

(座長)

第5条 連絡会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、連絡会を代表する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を処理する為、事務局を設置する。

2 事務局は、松江市保健福祉課及び社会福祉協議会生活支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年11月7日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以降、最初に開かれる連絡会は、第6条の規定に関わらず事務局が招集する。